

民生委員・児童委員活動PR動画作成事業 業務委託仕様書

1 目的

民生委員・児童委員の業務量や困難事案が増大する中、高齢化やなり手不足が恒常化し、「地域の福祉力」低下が懸念されている。そのため、民生委員・児童委員の日頃の活動内容や制度の概要を、動画を通じてわかりやすく情報発信することにより、県民のみなさんに民生委員・児童委員をより身近に感じ、活動内容に対する理解を深めてもらうとともに、活動の円滑化や地域福祉の充実を図り、さらには地域福祉の担い手確保につなげることを目的とする。

なお、作成した動画は、県や市町、各民生委員・児童委員等が、小中学校をはじめ、委員活動を紹介するさまざまな機会において活用するほか、県公式ホームページや三重県民生委員児童委員協議会ホームページへの掲載、動画サイトへの投稿等を行う。

2 委託事業名

民生委員・児童委員活動PR動画作成事業業務委託

3 委託業務の内容

(1) 動画の企画

- ・小学生（中・高学年）から社会人まで、幅広い世代を対象に、民生委員・児童委員の活動内容や制度概要をわかりやすく紹介する内容の動画企画案を作成する。
- ・日頃からSNSに慣れ親しんでいる若い世代（小中学生や高校生、大学生等）が、民生委員・児童委員の存在や活動内容に親しみや関心を持ってもらうきっかけとなるよう、工夫すること。
- ・動画で紹介する民生委員・児童委員の活動内容や制度概要について、基本的な情報は県から提供するとともに、企画案の提案内容に応じて、受託者が独自取材や撮影を別途行うこと。
- ・提案した企画案をもとに、県及び三重県民生委員児童委員協議会と協議のうえ、動画の構成や紹介する情報等を正式に決定する。

※作成本数・再生時間

動画再生時間が3分程度のものを1本と、30秒程度のショートムービー（ダイジェスト版）1本の計2本の動画を作成する。詳細については、作成された企画案をもとに、県と協議のうえ正式に決定する。

(2) 動画の撮影・編集

- ・企画案に応じて、現地を訪問してのインタビュー等による取材や、必要な撮影等を行うこと。ただし、大阪府作成「民生委員・児童委員紹介ムービー」のように、委員等に対する取材・インタビューや活動風景の撮影等は行わず、イラストやアニメーション等のみを用いて紹介する方法も可とする。
- ・民生委員・児童委員の活動内容等が視聴者にわかりやすく伝わるよう、テロップやナレーション、BGM等を効果的に使用すること。
- ・BGMや動画素材、画像等の素材を使用する際は、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・撮影にあたり許可等が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・人物を撮影する場合には、事前に書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・再生回数が増えるよう工夫すること。

(3) その他

- ・撮影や編集等、動画作成に係る一切の費用（器材調達費、交通費、車両費、飲食費、各種使用料、出演料、許認可等の手続きに必要な費用等）は全て契約金額に含むこと。また、取材先へは謝礼を支払わないこととする。
- ・仕様書に記載のない事項は、県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・編集の企画段階において、企画案を県に提示、三重県民生委員児童委員協議会を交えて協議を行うこと。
- ・完成前の校正等については県と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。

4 契約条件

- (1) 委託期間 契約日から令和5年12月28日（木）まで
- (2) 成果品 PR動画コンテンツ
- ・DVD等の記録媒体にて2部納品すること。
 - ・ファイル形式等詳細については、県と協議のうえ決定すること。
- (3) 納入期限 令和5年12月28日（木）17時まで
- ※納品場所
- 三重県子ども・福祉部地域福祉課(三重県津市広明町13番地)

5 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引渡し完了したときに三重県に

移転するものとします。

- (2) 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。

6 契約方法等に関する事項

- (1) 契約条項は県子ども・福祉部 地域福祉課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 地域福祉課において行う。
- (5) 契約代金の支払方法、支払場所、支払時期については、契約条項の定めるところによります。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。
- (7) 再委託は、認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではありません。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 県に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止 要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町番13地 三重県子ども・福祉部
地域福祉課 地域福祉班 浅井・酒井
電話 059-224-2256 / FAX 059-224-3085
Email : fukushi@pref.mie.lg.jp